

別紙4 (IP-VPN セキュア・インターネット VPN-コラボレーションの規定)

第1条 (利用契約)

当社は、利用規約第7条(利用契約の締結)により契約者が申し込みした利用契約が Master' sONE IP-VPN セキュア・インターネット VPN-コラボレーション契約(以下、「本契約」といいます)の場合に、別紙3に規定する「セキュア・インターネット VPN-コラボレーション接続サービス」サービスメニューの種類を提供します。

第2条 (利用 IP アドレス)

契約者が Master' sONE IP-VPN セキュア・インターネット VPN-コラボレーション接続サービスで利用出来る IP アドレスは、RFC1918 で規定されるプライベートアドレスに限ります。

第3条 (ユーザ ID)

1. 当社は、契約者からの申請に基づいて IP 通信網の接続の認証に必要なパラメータを定めます。
2. 契約者は、前項のパラメータを同時に複数の拠点に使用して Master' sONE IP-VPN を利用することはできません。(1つの拠点で利用する必要があります。)
3. 契約者は、第1項のパラメータ以外を使用して Master' sONE IP-VPN を利用することはできません。

第4条 (提供条件)

1. Master' sONE IP-VPN セキュア・インターネット VPN-コラボレーションでは、契約者は、サービスメニューごとに当社が承認したネットワーク接続装置(以下、「自営ネットワーク接続装置」といいます)、屋内配線及び回線終端装置を自らの責任により準備、設置するものとします。
2. 当社は自営ネットワーク接続装置と当社の設置する IP 通信網の GW と接続するために必要なパラメータを「パラメータシート」で提供します。
3. サービスメニューごとに利用可能な自営ネットワーク接続装置は、機種およびファームウェアバージョンを当社により別に定めるサービス仕様書および技術仕様書に規定します。
4. 契約者は、利用する自営ネットワーク接続装置について、当社が提供するステージング環境を用いて接続性と経路広報に関する確認を実施するものとします。当該自営ネットワーク接続装置の接続性については、契約者自ら確認するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 自営ネットワーク接続装置は、契約者が自らの責任において、購入、設定、設置、保守、廃棄を行うこととし、当社の規定する提供条件に適合するように、自営ネットワーク接続装置を維持するものとします。
5. 当該機器の設置場所については、当社に通知するものとします。
6. 本サービスで利用可能な回線終端装置、屋内配線の仕様は、サービス仕様書に規定します。当社は、その内容を変更することができるものとします。サービス仕様書及び技術仕様書の変更に伴った、回線終端装置、屋内配線の機種の変更や設定の変更は、契約者の責で行い、当社は一切の責任を負わないものとします。
7. IP 通信網の接続の認証に必要なパラメータは当社が定め、自営ネットワーク接続装置および回線終端装置の設定は契約者が実施するものとします。
8. 当社は、契約者が回線終端装置、屋内配線及び自営ネットワーク接続装置に対して設定変更等を行ったことにより発生した、いかなる損害に対しても責任を負わないものとします。
9. セキュア・インターネット VPN-コラボレーション接続サービスにおいて、当社は帯域を継続的かつ大量に占有す

る通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

10. セキュア・インターネット VPN-コラボレーション接続サービスにおいて、当社は契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

第5条 （責任分界点）

1. セキュア・インターネット VPN-コラボレーション接続サービスの責任分界点は、当社のネットワーク内に設置するGWの契約者側の接続点とします。

2. 本サービスを利用することができないときの当社へのお問い合わせは、契約者が設置・維持する自営ネットワーク接続装置およびアクセス回線の故障確認を事前に実施するものとします。

3. 当社のサービス仕様書および技術仕様書で規定する技術的事項の要件を満たさない場合、及び満たさないと当社で判断した場合は、Master's ONE 利用規約 第27条(提供停止)を適用し、サービスの停止を行います。また、技術的事項におけるサービス停止の場合は、提供の停止の通知を行いません。

第6条 （技術的事項）

1. 契約者は、当社から通知されたパラメータ情報を、契約者の用意・設置する自営ネットワーク接続装置に設定するものとします。

2. 技術仕様書で技術的事項を規定します。その他技術的事項は「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。

第7条 （知的財産権の帰属）

1. 当社より開示した情報に関する所有権または特許権、実用新案権、意匠権、著作権、及びその他の知的財産権(以下、総称して「知的財産権」という)等の全ての権利は当社に帰属します。

2. 自営ネットワーク接続装置の設定、設置、保守に関連して新たに発生した知的財産権の帰属については、次のとおりとします。

(1)当該知的財産権の基礎となる発明、考案、意匠、創作等が、相手方の情報に拠らず、単独により完成されたものである場合、当該知的財産権は該当者に帰属します。

(2)当該知的財産権の基礎となる発明、考案、意匠、創作等が、甲及び乙の共同により完成されたものである場合または相手方の情報に拠って完成されたものである場合、当該知的財産権の帰属は協議のうえ定めます。

(3)当該知的財産権に係わる出願手続き及びそれに係わる費用負担は、当該知的財産権の帰属元が行うものとします。